

---

平成 23 年度の協会員に対する監査結果について

---

日証協 平成 24 年 4 月 18 日

---

本協会では、平成 23 年度の協会員に対する監査結果を取りまとめ、平成 24 年 4 月 17 日に開催された自主規制会議に報告した。

協会員に対する監査結果は、以下のとおりである。

# 平成 23 年度の協会員に対する監査結果について

平成 24 年 4 月

日本証券業協会

## I 概要

### (1) 監査実施数

平成 23 年度に監査を実施した会社数は、会員 80 社、特別会員 53 機関。(監査結果を通知した会社数は、会員 78 社、特別会員 53 機関。)

### (2) 平成 23 年度監査の重点事項

- ① 投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況、金融商品の説明及び勧誘状況の点検、
- ② 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点からその整備・強化の状況の点検、等について重点的に実施。

### (3) 監査の指摘状況

- ① 会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 23 社で 22 年度の 28 社に比べ 5 社減少(指摘割合では 23 年度は 29%で 22 年度の 35%に比べ 6 ポイント減少)。
- ② 特別会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 19 機関で 22 年度の 17 機関に比べ 2 機関増加（指摘割合では 23 年度は 36%で 22 年度の 28%に比べ 8 ポイント増加）。

### (4) 指摘内容

- ① 投資者保護関係では、
  - イ 投資信託の乗換え勧誘にあたり重要事項が説明されていない、若しくは乗換え勧誘記録簿に重要事項が記載されていない状況が認められた。
  - ロ 高齢者への乗換え勧誘に際して、社内ルールで定められた部店長の事前承認や親族等の同席が行われていない状況が認められた。
- ② 内部管理態勢関係では、

元本の安全性を重視する顧客等の投資目的にあった商品の勧誘が行われているか否かについて把握する態勢が構築されていなかった。

③ これらの指摘に至った背景としては、依然として、以下のような不備が挙げられる。

イ 内部管理統括責任者をはじめとする内部管理部門の役職員において、法令・諸規則の理解が不十分であること。

ロ 社内通知等形式的な周知は行っているものの、営業担当者に対して具体的な指導を行っていないこと及び営業部店の内部管理担当者に対して具体的な点検方法の指示を行っていないこと。

ハ 営業部店に点検を任せ切りにしており、内部管理部門において点検結果の適切性に対する実効性のある検証を怠っていること。

## II 監査実施状況

監査着手日ベース（平成 23 年 4 月～同 24 年 3 月に監査を着手）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度
監査実施会社数	80 社 (注 1)	84 社	53 機関 (注 2)	57 機関
1 社平均の監査日数	6.0 日	6.3 日	4.8 日	4.9 日
(1 社あたりの監査日数)	(3～10 日)	(3～15 日)	(4～5 日)	(4～7 日)
1 社平均の監査人員	4.5 人	4.5 人	3.8 人	4.1 人
(1 社あたりの監査人員)	(2～15 人)	(3～17 人)	(2～6 人)	(3～6 人)

(注 1) 内訳は、証券取引所との合同検査 29 社、本協会単独の監査 51 社。

(注 2) 内訳は、地方銀行 21 機関、第二地銀協地銀 17 機関、信用金庫等 15 機関

## III 監査結果の概要

結果通知日ベース（平成 23 年 4 月～同 24 年 3 月に結果通知を交付）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	23 年度	22 年度	23 年度	22 年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	23 社	28 社	19 機関	17 機関
法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	55 社	53 社	34 機関	44 機関
計	78 社	81 社	53 機関	61 機関

以 上